

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

令和7年(ネオ)第1031号 上告提起事件

上告人 山縣 真矢 外7名

被上告人 国

上告理由書 別冊B

現行制度をそのまま適用可能であること

2026(令和8)年2月3日

最高裁判所 御中

上告人ら代理人

弁護士 上 杉 崇 子

弁護士 寺 原 真 希 子

ほか

目次

第 1	本別冊 B の目的	3
第 2	当事者間の関係に関する制度について	3
第 3	親子関係に関する制度について	7
1	はじめに	7
2	実親子関係に関する制度について	8
(1)	はじめに	8
(2)	嫡出推定規定群について	8
(3)	認知について	10
(4)	子の氏について	11
(5)	親権について	11
(6)	身分関係の公証に関する制度について	12
(7)	令和 6 年改正について	12
3	養親子関係に関する制度	13
(1)	はじめに	13
(2)	普通養子縁組について	13
(3)	特別養子縁組について	14
(4)	親権に関する制度、身分関係の公証に関する制度について	17
(5)	令和 6 年改正について	17
第 4	親族関係、相続、その他の家族法上の制度について	18
1	はじめに	18
2	親族関係に関する制度・扶養に関する制度について	18
3	後見・保佐・補助に関する制度について	19
4	相続に関する制度について	19

第1 本別冊Bの目的

本別冊Bは、現行の法律婚制度の内容は、婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語について法律上同性の者どうしも含む用語に修正するといった技術的な手当てをしさえすれば、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用可能であり、あえて異なる内容とする理由がないことについて、詳述することを目的とする。

本別冊B第2以下を読むにあたっては、民法及び戸籍法の条文を傍らにおいて本別冊Bにおける説明と適宜照らし合わせながら読みたい。

なお、本別冊Bは、2023年11月10日付原告ら第29準備書面に提出後の法改正で、控訴審口頭弁論終結日である2025年5月20日時点で施行されている内容（具体的には民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）による改正（以下「**令和4年改正**」という。）と、控訴審口頭弁論終結日時点では未施行の内容（具体的には民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）による改正（以下「**令和6年改正**」という。）¹）を反映させ、適宜表現を調整するなどして作成されたものである。

第2 当事者間の関係に関する制度について

- 1 民法第4編親族第2章婚姻の諸規定及びこれに関連する戸籍法の諸規定は、婚姻の両当事者が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営み、家族を形成するために、当事者間の関係に関する制度として、①両当事者の身分関係の形成と解消の制度（同第1節婚姻の成立、同第4節離婚）、②その身分関係の公証の制度（戸籍法）、③その身分関係にふさわしい法的効果を付与する制度（同第

¹ 令和6年改正は2026年4月1日に施行予定である。

2 節婚姻の効力、第 3 節夫婦財産制) について定めている。

2 これまで繰り返し述べてきたとおり、法律上同性のカップルも、法律上異性のカップルと同様、「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む」という婚姻の本質をみたく関係を構築しうるのであり、当事者の法律上の性別が同性となるか、異性となるのかの違いはあるものの、両者の間に本質的な差異はない（上告理由書〔第一分冊〕第 3 の 5 参照）。

したがって、民法第 4 編親族第 2 章婚姻の諸規定のうち、当事者の法律上の性別に着目していない規定（例えば、第一節 婚姻の成立、第一款 婚姻の要件で言えば、民法 7 3 1 条、同 7 3 2 条、同 7 3 4 条²から同 7 4 1 条）については、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用することは可能である³。

3 2024 年 3 月末までは、民法第 4 編親族第 2 章婚姻の諸規定のうち当事者の法律上の性別に着目した規定として、再婚禁止期間に関する民法 7 3 3 条と同 7 4 6 条があったが、令和 4 年改正のうち 2024 年 4 月 1 日施行分により再婚禁止期間は廃止された。したがって、再婚禁止

² 民法 7 3 4 条 1 項は、両親が共通の劣性遺伝子を有している場合に、その劣性遺伝子が子に伝わって発現することを避けるという優生学的配慮の観点から直系血族との婚姻を禁止すると説明される。しかし、直系血族との婚姻の禁止の根拠は「近親者間の婚姻が人類の普遍的な倫理に反するという社会的倫理的考慮」にも求められており、優生学的配慮に純化されるわけではない（我妻・親族法（オンデマンド版）〔26 頁から 29 頁〕など）。

³ 例えば、民法 7 3 1 条は「婚姻」という用語を、民法 7 3 2 条は「配偶者」という用語を用いるが、「婚姻」は、法律上異性間のものだけでなく、法律上同性間のものも含む、「配偶者」は、法律上異性の一方当事者に加えて法律上同性の一方当事者を含むものとして解釈すれば足りる。

期間について法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用することが可能かどうか検討する必要性は現時点では存在しない。

しかし、念のため付言すると、再婚禁止期間の立法趣旨は「父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐこと」(最判平成7年12月5日判時1563号81頁)、つまり、民法772条による嫡出推定の重複を回避することにあると解されていた。本別冊第3の2(2)で述べるとおり、民法772条の嫡出推定規定は、法律上女性のカップルの一方が第三者から精子提供を受けて子を懐胎するケースに適用することが可能であり、法律上女性のカップルについても嫡出推定の重複が生じることがありうる。したがって、再婚禁止期間を設けることにより、これを回避する必要性があった。また、令和4年改正前の民法733条と同746条を法律上女性のカップルに適用するにあたって、特段文言の修正は必要なかった。他方、法律上男性のカップルについてはその文言上適用がないことは明らかであった。故に、再婚禁止期間に関する令和4年改正前の民法733条と同746条についても、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用することは可能であった。

- 4 民法第4編親族第2章婚姻の諸規定中には、令和4年改正による改正前の民法733条と同746条以外にも、「夫婦」、「夫」、「妻」、「父」、「母」、「父母」など婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語が用いられている条項(例えば、夫婦の氏に関する民法750条、離婚後の子の監護に関する事項の定めに関する民法766条など)があるが、これらについては、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語(例えば、「婚姻の当事者」、「当事者」、「親」、「両親」)に修正す

れば、その内容をそのまま適用することができる⁴。

5 そのほか、民法第4編親族第2章婚姻の諸規定中に、その性質上、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定は見当たらない。

6 身分関係の公証に関する制度についても、法律上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間には本質的な差はなく、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらず、戸籍制度による公証の必要性に違いもない。よって、戸籍法の現行の規定をそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。

7 上記分析は令和6年改正についてもそのまま妥当する。

8 したがって、民法第4編親族第2章婚姻の諸規定及びこれに関連する戸籍法の諸規定は、婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語について法律上同性の者どうしも含む用語に修正するといった技術的な手当てをしさえすれば、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理

⁴ このような考えに立って作成された民法等改正案として、2019年6月と2023年3月にそれぞれ国会に提出された野党による婚姻平等法案（甲A84、甲A523、甲A523）や、公益社団法人「Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に」が公表した「婚姻平等マリフォー法案」（甲A461-1から甲A461-3）等がある。

由がない⁵。

第3 親子関係に関する制度について

1 はじめに

民法第4編親族第3章親子、第4章親権の諸規定及びこれに関連する戸籍法の諸規定は、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む婚姻の両当事者が、子を産み育てる場合、その子を含めた家族を形成するために、親子関係に関する制度として、①親子としての身分関係の形成と解消の制度（同第3章親子第1節実子、同第2節養子）、②その身分関係の公証の制度（戸籍法）、③その身分関係にふさわしい法的効果を与える制度（同第3章親子第1節実子、同第2節養子、同第4章親権）を定めている。なお、2026年4月1日に施行される令和6年改正により、民法第4編親族第3章親子には第3節親の責務等の規定が加えられることとなる。

法律上同性のカップルとその子の関係と法律上異性のカップルとその子の関係には本質的な違いはなく（上告理由書〔第一分冊〕第3の5参照）、以下に述べるとおり、上記諸規定中に、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらない。「夫婦」、「夫」、「妻」、「父」、「母」、「父母」など婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語が用いられている条項については、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語に修正すれば、その内容をそのまま適用することができる。よって、婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語について法律上同性の者どうしも含む用語

⁵ 訴状71頁から72頁。

に修正するといった技術的な手当てをしさえすれば、法律上同性のカップルとその子にも上記諸規定をそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。以下、詳述する。

2 実親子関係に関する制度について

(1) はじめに

実親子関係に関する制度は、嫡出推定に関する制度(民法772条から同778条の4)、認知に関する制度(同779条から789条)と子の氏に関する制度(同790条、791条)、親権に関する制度(同818条から837条)とその身分関係の公証に関する制度(戸籍法)からなる。

(2) 嫡出推定規定群について

ア このうち、嫡出推定に関する制度を定める嫡出推定規定群については、例えば、「妻」を「婚姻の当事者の一方」、「夫」を「婚姻の当事者の他方」などと修正すれば、法律上女性のカップルの一方が第三者から精子提供を受けて子を懐胎するケースに適用することが可能である。何らかの理由で自然生殖が可能でなく第三者から精子提供を受けて子を懐胎する法律上異性のカップルのケースと何ら本質的な差はないこと⁶、嫡出推定規定の趣旨は父子関係の推定と嫡出性の付与であり、自然生殖関係はおろか血縁関係すら要件としていないこと(二宮周平教授意見書(甲A145)16頁から17頁、注釈民法(甲A406)534頁)、

⁶ 上告理由書別冊D-1記載の坂田・SAKATA THERESA EVELYNの例、訴外前田良氏の例を参照。

生殖補助医療を利用し、第三者から精子提供を受けて婚姻中に子を懐胎した場合にも嫡出推定規定群が適用されるというのが確立した解釈であること^{7,8}などからすれば、適用を否定する理由もない。

イ なお、生殖補助医療を利用し、第三者から精子提供を受けて子を出生することについて、現状、法的な規制が全くなく、例えば、子どもの出自を知る権利、生殖医療技術の利用に関する情報管理制度、出生した子と精子提供者の間の認知の問題（ただし、嫡出推定等によって既に父が定まっている場合を除く⁹）など、立法上の課題があることも事実であ

⁷ 最高裁は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づいて性別の取扱いを女性から男性に変更する審判を受けた訴外前田良氏の妻が訴外前田良氏との婚姻中に第三者からの精子提供を受けて子を懐胎した事例において、訴外前田良氏と妻の間では自然生殖可能性が認められなかったにもかかわらず、民法722条の嫡出推定規定の適用を認めた（最三小判平成25年12月10日民集67巻9号1847頁）（甲A317）。当該事例の下級審裁判所は、当該二人の間に自然生殖可能性が認められないことを理由に民法722条の適用を否定していたが、最高裁はそのような下級審裁判所の考えを明確に否定した。

⁸ 2020年12月11日に生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）が公布されたが、同法10条は、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、その子が嫡出であることを否認することができないと規定し、婚姻の当事者間で何らかの理由により自然生殖が可能でなく、生殖補助医療により子を懐胎した場合にも、嫡出推定規定群が適用されることをより明確にした。

⁹ 法律婚をした法律上異性のカップルが同意のもと精子提供による生殖補助医療によって子を出生した場合、当該子との間に嫡出親子関係が発生するところ、認知に関する民法779条は認知の対象となる子を「嫡出でない子」と限定しているため、精子提供者と上記生殖補助医療によって出生した子との間に認知によって父子関係が生ずることはないが、嫡出推定等によって既に父が定まっている子以外の子については、精子提供者が認知することができ、また、生物学上の父子関係が存在することから、認知請求を受けるおそれがあると解されている（法制審議会民法（親子法制）部会第7回会議資料（甲A462）[6頁]）。

る。しかし、これらは、法律上同性のカップル特有の問題でなく、法律上異性のカップルにも生じる問題である(現に法律上異性のカップルの問題として議論されている)。

また、いわゆる代理懐胎の利用は、法律上異性のカップル、法律上同性のカップルのいずれにおいても問題となりうる。しかし、本件において上告人らが求めているのは、法律上同性のカップルに対しても現行の法律婚制度の享有主体性を認めることであり、現行法上整備されていないものの利用は求めている。

したがって、生殖補助医療の立法上の課題は、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除してあえて異なる内容の制度とする理由にはならない。

(3) 認知について

認知について、民法は、婚姻外で生まれた子と血縁関係にある父又は母との間に法律上の親子関係を形成するための制度として定めているが、法律上の母子関係は子の懐胎という事実によって当然に形成されるという確立した解釈によれば、認知はもっぱら法律上の父子関係の形成のための制度と位置付けられる。

認知に関する制度のうち、準正以外の制度はそもそも婚姻を前提としていないし、婚姻外で生まれた子と血縁関係にある父の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらない。

また、準正については、血縁上の父と血縁上の母の婚姻が要件となっているが(民法789条)、法律上同性のカップルの場合は、血縁上の父又は母が子と血縁関係のない相手と婚姻する場合と同様、当該要件が満たされず、規定が適用されないこととなるに過ぎない。

(4) 子の氏について

子の氏について、民法790条は、嫡出である子は父母の氏を称する、子の出生前に父母が離婚したときは離婚の際における父母の氏を称する、嫡出でない子は母の氏を称するというルールを定めるが、例えば「父母」を「両親」、「母」を「当該子を出産した親」と修正すれば、現行のルールをそのまま適用することが可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。

子の氏の変更について定める民法791条についても同様である。

(5) 親権について

親権は、未成年子の利益・福祉を目的とする社会的任務が親の愛情に信託されたものであり、共同親権は、両親の対等性を反映したものである（於保不二雄・中川淳編『新版注釈民法（25）親族（5）〔改訂版〕』（有斐閣、2004年）（甲A49）15頁）。法律上異性のカップルであっても法律上同性のカップルであっても、実際に養育する未成年子の利益・福祉を目的とする社会的任務を負うべきこと、かかる任務をカップル双方が対等に負うべきことに変わりはない。親子関係にとって必要なことは子の福祉・保護であり、法律上同性のカップルの家族関係が安定し、そこでの子の養育を保障することが子の福祉につながる。親と子の相互的な関係性が適切に形成されることが重要なのであり、父＝男と母＝女というペアである必然性はない（二宮周平編『新注釈民法（17）』〔二宮周平〕（有斐閣、2017年）（甲A43）77頁、上告理由書〔第一分冊〕第3の5参照）。「父母」、「父」、「母」など婚姻の当

事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語が用いられている条項については、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語（例えば、「親」、「当該子を出産していない親」、「当該子を出産した親」）に修正すれば、その内容をそのまま適用することができ、親権に関する制度を定めるその他の規定中に、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらない。よって、現行の規定をそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。

(6) 身分関係の公証に関する制度について

身分関係の公証に関する制度についても、法律上異性のカップルとその子の家族としての関係と法律上同性のカップルとその子の家族としての関係には本質的な差はなく、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらず、戸籍制度による公証の必要性に違いもないから、現行の規定をそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。

(7) 令和 6 年改正について

2026年4月1日に施行される令和6年改正により、親の責務に関するルールの明確化、離婚後の親権に関するルールの見直し、養育費の支払い確保に向けた見直しなどの改正がなされるが、上記分析はこれら令和6年改正についてもそのまま妥当する。

3 養親子関係に関する制度

(1) はじめに

養親子関係に関する制度は、普通養子縁組に関する制度（民法792条から同817条）、特別養子縁組に関する制度（同817条の2から同817条の11）、親権に関する制度（同818条から837条）とその身分関係の公証に関する制度（戸籍法）からなる。

(2) 普通養子縁組について

まず、普通養子縁組についてであるが、そもそも、養親がシスジェンダーの異性愛者であることは縁組の要件とされておらず、現行法の下でも、法律上同性のカップルの一方が当該カップルの他方の子と養子縁組をすることは可能である。しかし、法律上同性のカップルは婚姻をすることができないため、法律上同性のカップルによる普通養子縁組に関し、養親が婚姻していることを前提とする規定群（民法795条、同796条、同798条但書きなど）は適用されない。

また、養子縁組をした場合の親権の帰属に関する確立した解釈によれば、婚姻の当事者の一方が当該婚姻の他方の当事者の子と養子縁組をする場合、婚姻の当事者の双方が当該子に対し親権を有するが、婚姻をしていないカップルの場合には、民法818条2項により、養子縁組後、養親となった当該カップルの一方のみが親権を有し、当該カップルの他方は当該子に対する親権を失う結果となる。

ところで、普通養子縁組の利用が問題となる典型例は、ある者が連れ子を伴って再婚する場合であるが、上告人一橋・武田らの例や東京一次

訴訟¹⁰上告人小野・西川らの例などからも裏付けられるとおり、法律上異性のカップルと連れ子の家族としての関係と法律上同性のカップルと連れ子の家族としての関係には本質的な差はないし、法律上同性のカップルが親の責務を果たしうる点や共同親権の必要性においても違いがない（上告理由書〔第一分冊〕第3の5参照）。養親が婚姻していることを前提とする規定群や親権に関する規定群は、「夫婦」、「父」、「母」、「父母」など婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語を用いているが、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語に修正すれば、その内容をそのまま適用することができ、これらの規定群中に養親の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらない。

したがって、婚姻した法律上同性のカップルが養子縁組をしようとする際に、養親が婚姻していることを前提とする規定群をそのまま適用し、共同親権とすることは可能である。また、連れ子を伴って再婚する者の再婚相手が法律上異性であるか同性であるかによって、あえて、養子縁組の手続きを変え、共同親権を否定する理由も見当たらない。

(3) 特別養子縁組について

特別養子縁組については、配偶者のある者であることが養親の要件とされているため（民法817条の3）、法律上同性のカップルはこれを利用することができない。上記の配偶者要件が設けられているのは、特別養子縁組を通じて、可能な限り、一般的な親子関係に近い関係を作り出すという趣旨によると解されている（窪田・家族法—民法を学ぶ

¹⁰ 令和6年（ネオ）第936号上告提起事件等

(第4版)(甲A463)275頁)。

この点、既に述べたとおり、法律上異性のカップルとその子の家族としての関係と法律上同性のカップルとその子の家族としての関係には本質的な差はないし、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同様、子の福祉の観点から親としての責務を十分に果たしうる(上告理由書[第一分冊]第3の5参照)。

被上告人国自身、親がシスジェンダーの異性愛者であれば当然に子の福祉の観点から親としての責務を果たしうるという見解も、トランスジェンダーや同性愛者などの性的マイノリティが子の福祉の観点から親としての責務を果たしえないという見解も採っていない。このことは、里親制度が、児童福祉法27条1項3号を根拠に、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度として整備されていること、法律上同性のカップルも里親制度の一つを構成する養育里親として認定され、実際に養育里親としての実績を残していること(上告理由書[第一分冊]第3の5参照)、被上告人国も法律上同性のカップルを養育里親の重要なリソースと考え、歓迎の姿勢を示していること¹¹などから裏付

¹¹ 例えば、2016年12月に大阪市が男性カップルを養育里親に認定したことについて、塩崎恭久厚生労働相は、2017年4月7日の記者会見で、「いずれにしても、同性カップルでも男女のカップルでも大事なことは、里親として育てていただく子どもさんのために愛着形成がしっかりなされ、そして健康で経済的にも安定している家庭の中で、子どもさんがしっかりと真っ直ぐ育っていることが大事でありますので、どのようなカップルであろうとそれが達成できれば我々としてはありがたいと思います。」と述べ、法律上同性のカップルを里親として容認し、歓迎する姿勢を示した(塩崎大臣会見概要(甲A464))。

また、岸田総理大臣も、2023年3月2日の参議院予算委員会において、法律上同性のカップルに里親委託することをプラスと認識しているかという質問に対し、「御指摘の点においてプラスの面がある、こういった指摘については、もちろん

けられる。

子の福祉の観点から親としての責務を十分に果たしうるかどうかは、親の性自認や性的指向によって決まるのではなく、温かい愛情と正しい理解を持って子を養育する意思、能力、環境などがあるかどうかによって決まる(アミカスキュリエ意見書(甲A5の2)17頁～19頁)。被上告人国もこれを当然の前提としている^{12,13}。

また、特別養子縁組の成立のためには家庭裁判所の許可が必要であり、家庭裁判所は、個別のケースについて許可を与えるかどうか判断するために、実親の同意、養親の年齢、養子の年齢、半年間の監護という

んプラスの面があると私も思います」と答弁している(第211回国会参議院予算委員会議事録第3号令和5年3月2日(甲A465)[15頁])。

¹² 「里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて」(令和元年10月1日子家発第1001第1号)(甲326)では、単身、共働き、LGBT等を「単身等」と定義したうえで、「里親登録又は認定を希望する者が単身等であるか否かにかかわらず、里親の種類に応じた要件に沿って登録又は認定の可否が判断されるべきものですので、その徹底をお願いいたします。」と通知されている。

¹³ 前述の塩崎厚生労働大臣の記者会見での発言(甲A464)参照。

また、2019年5月24日の衆議院厚生労働委員会において、根本厚生労働大臣は、「基本的には、里親については、年齢やLGBTなどを含めた属性などにかかわらず、子供に良好な家庭的環境を提供できるかどうか、これが重要だと考えています。そして、里親登録の判断、委員御案内であります。これは都道府県が行いますが、国としては、必要な研修を受講していること、経済的に困窮していないこと、禁錮以上の刑に処されていないこと、保護が必要な子供への理解や熱意、愛情があることなどを満たすべきこととお示ししております。その意味で、LGBT当事者であるか否かにかかわらず、このような視点で判断されるべきものと考えております。」などと答弁している(第198回国会衆議院厚生労働委員会議事録第21号令和元年5月24日(甲A466)[19頁])。

厚生労働省子ども家庭局局長も、『厚生労働』2021年5月号の中で、「里親になる場合は基本的な財力などが条件としてありますが、一番大切なことは「子どもに対する熱意」です。そのため、子育て経験のない人や単身世帯、共働き世帯、LGBT※の人でも里親になることができます。」と述べている(甲A467)。

要件が満たされるか否か、養子となる子の実親による監護が著しく困難又は不適當であること等の事情があり、当該子の利益のため特に必要があるか否かを審査している（民法 817 条の 2 から同 817 条の 8）。仮に、特別養子縁組を希望する婚姻をした法律上同性のカップルに対し特別養子縁組を認めるべきでない事例があるとすれば、個別のケースについての家庭裁判所の審査の中で不許可とすれば足りる。

特別養子縁組に関する諸規定は、「夫婦」、「父母」など婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語を用いているが、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語に修正すれば、その内容をそのまま適用することができ、養親の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も見当たらない。

したがって、特別養子縁組の制度は、婚姻をした法律上同性のカップルにもそのまま適用が可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。

(4) 親権に関する制度、身分関係の公証に関する制度について

そのほか、親権に関する制度、身分関係の公証に関する制度について、現行の規定をそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理由がないことは、本別冊第 3 の 2 (5)、(6) で述べたとおりである。

(5) 令和 6 年改正について

2026 年 4 月 1 日に施行される令和 6 年改正により、親の責務に関するルール of 明確化、離婚後の親権に関するルールの見直し、養育費

の支払い確保に向けた見直しに加えて、連れ子養子の際に再婚相手とその配偶者である実親が親権者となることの明確化、15歳未満の子供の養子縁組についての父母の意見調整の手続きの新設などの改正がなされるが、上記分析はこれら令和6年改正についてもそのまま妥当する。

第4 親族関係、相続、その他の家族法上の制度について

1 はじめに

現行の法律婚制度を構成するその他の制度として、親族関係に関する制度（民法725条から同730条）、扶養に関する制度（同877条から同881条）、後見・保佐・補助に関する制度（同838条から同876条の10）、相続に関する制度（同882条から1050条）及びこれらに関連する戸籍法上の制度¹⁴があるが、これらの制度についても法律上同性のカップルにそのままの内容で適用することは可能であり、あえて異なる内容とする理由がない。

2 親族関係に関する制度・扶養に関する制度について

親族関係に関する制度（民法725条から同730条）や扶養に関する制度（同877条から同881条）は、婚姻による身分関係の発生に伴い必然的に必要となる制度である。民法728条は「夫婦」という婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語を用いているが、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語に修正すれば、そ

¹⁴ 例えば、姻族関係の終了に関する戸籍法96条、推定相続人の廃除に関する同法97条。

の内容をそのまま適用することができ、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も他に見当たらないから、婚姻した法律上同性のカップルにもそのまま適用可能であり、あえて、異なる内容とする理由はない。

3 後見・保佐・補助に関する制度について

後見・保佐・補助に関する制度(民法838条から同876条の10)は、婚姻、親子関係、親族関係を基盤とする制度である。民法839条や同841条のように、「父母」、「父」、「母」という婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語を用いる条項があるが、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語に修正すれば、その内容をそのまま適用することができ、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も他に見当たらないから、婚姻した法律上同性のカップルにもそのまま適用可能であり、あえて、異なる内容とする理由はない。

4 相続に関する制度について

相続に関する制度(民法882条から1050条)についてもあえて、異なる内容とする理由はない。

一般に、「配偶者」が法定相続人としての地位を有する理由は、家族としての生活保障や共同生活において協力して築き上げた財産の清算の為と説明されるが(新版注釈民法(26)(甲A48)[276頁から277頁])、家族としての生活保障の必要性やカップルが相互に協力しながら財産を形成していくこと、その財産の清算の必要性について、法律

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

上異性のカップルと法律上同性のカップルとの間に違いはない。また、民法900条や同903条のように、「父母」、「夫婦」という婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語を用いる条項があるが、適宜、法律上同性の者どうしも含む用語に修正すれば、その内容をそのまま適用することができ、婚姻の当事者の性自認や性的指向により適用が不可能となる規定も他に見当たらず、婚姻した法律上同性のカップルにもそのまま適用可能であり、あえて、異なる内容とする理由はない¹⁵。

以 上

¹⁵ 本文で述べたほかにも、在留資格、税制上の取扱い、社会保障上の取扱いなど配偶者等の身分関係に基づいて法的効果を定める法律が存在する。かかる法律の定めは本件諸規定が定める身分関係に基づくから、現行の法律婚の享有主体性を法律上同性のカップルに対しても認めるために必要となる本件諸規定の改正とともに、それと一貫する内容で改正されることとなる。